

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人	介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------	----------------

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)			学校法人大庭学園		
名 称：	学校法人大庭学園立那覇市公私連携型保育所 若狭浦保育所		種 別：	保育所	
代表者氏名：	大庭 荒	定員（利用人数）		40（37）名	
施設長氏名：	大庭 荒	（利用室数）：		（4）室	
所 在 地：	〒 900-0031 那覇市若狭3丁目18番6号			電話番号： 098-832-4549	
開設年月日	令和2年4月1日		ホームページ： https://www.naha-wakasaura.ed.jp/		
職員数	常勤：（ 14 ）名 非常勤：（ 6 ）名 計： 20 ）名				
有資格者の人数	保育士	（ 10 ）名	栄養士	（ （1） ）名	
	幼稚園教諭	（ ）名	調理師	（ 3 ）名	
	保育教諭	（ ）名	看護師	（ （1） ）名	

職員の状況に関する事項

	所長		主任保育士		保育士		調理員		栄養士		保育補助		事務員	
常勤	1	名	1	名	8	名	3	名	(1)	名		名	1	名
非常勤		名		名	2	名		名		名	2	名		名
	用務員		子育て支援員		看護師		嘱託医		参与					
常勤	1	名		名		名		名		名		名		名
非常勤		名		名	(1)	名	2	名	1	名		名		名

施設・設備の概要	遊戯室、フリースペース、広い園庭があり、ゆとりをもって活動することができる。
----------	--

③ 理念・基本方針

学校法人大庭学園として保育・福祉の専門学校2校及び認定こども園4園を運営してきた経験と実績のもと、所在する若狭地域とより一層の連携を図りながら、本学園の精神「心は豊かに 技は確かに」に基づき「豊かな心を持ち、考えて行動するたくましい子」を保育理念としこども一人一人に寄り添った保育の実現に取り組む。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】
・年2回の尿検査の実施 ・年5回の身体計測の実施（2・3・4歳児） ・乳児・幼児健診等のお知らせ
【食事】
・法人こども園・保育所の管理栄養士1名による献立作成 ・自園調理 ・アレルギー等対応給食の実施
【地域との交流】
・世代間交流の実施 ・隣接市営住宅10階集会所が津波避難場所
【施設の公開・見学】
・利用希望・入職希望の見学者の受け入れ

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年7月23日（契約）～2025年1月18日（職員報告）	
	訪問調査	2024年11月6日～7日（2日間）
	評価結果確定日	2025年1月30日
受審回数	2回目	
前回の受審年度	（ 2022年8月20日～2023年1月21日 ）	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点
1. 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行い、家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 子どもの生活を充実させ、保護者が安心して通わせられるように、日々の連絡帳を活用し、送迎時に園での子どもの様子を伝え、クラス懇談会や個人面談を通じて子どもの様子や状況を共有し、家庭での様子を得知する機会としている。保育参観や運動会、お遊戯会を通じて子どもの成長を保護者と共有するため、運動会の配置図の掲示など配慮が見られる。週の保育内容は、保護者が一目で理解できるようにクラスごとに掲示している。発達や成長に不安を持つ保護者に対しては、関係機関と連携して支援を行い、子育てが負担に感じている保護者の対応は、不適切な養育の予防として全職員で情報を共有し、対応している。

2. 一人ひとりの子どもの健康管理を適切に行い、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

子どもの既往歴や予防接種状況を把握し、内科・歯科健診やアレルギー対応等、児童票に記載している。保育中に発熱や体調不良、怪我があった場合は保護者に連絡し、迎え時に説明している。職員間での情報共有は引継ぎ簿や会議で行い、健康に関する方針は保護者に重要事項説明書やしおりで周知している。「保健だより」を通じて保護者に健康・衛生情報を提供している。各クラスの食事時間に調理員は、メニューの説明や配膳を通して子どもたちと会話し、食事への関心が持てるようにしている。献立は、季節感を取り入れ、地域の食文化や行事食を提供し、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応している。園の喫食状況については、法人の栄養士と給食会議で共有し、献立を作成している。厨房では衛生管理マニュアルに従い、冷蔵庫の温度チェックや水質検査、厨房職員の検便を実施している。

3. 管理者がリーダーシップを発揮し、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。経営課題を明確にした具体的な取組については、健全経営化計画を策定し円滑運営のための保育士数の確保、利用定員数を増やし健全経営化、設備・遊具等の経年劣化への対応、経費節減等の課題を明確にしている。経営状況や改善すべき課題については、法人代表者会議で共有されている。0歳児受け入れに伴う保育士採用やパターションの張替えや壁の塗替え、経費節減のための光熱費の削減等が全体会議やクラス代表会議で周知取組されている。保育所の使命と適正な運営のための経営課題を明確にした5年間の健全経営化計画（中・長期計画）が、適正な人材の確保、利用定員、地域との交流・連携、新規事業の研究等具体的な内容で策定され、計画的に取り組まれている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定することが望まれる。

中・長期計画の令和6年度事業を、単年度の事業計画に位置づけ、数値目標や具体的な成果等の設定をして実施状況の評価を行い、事業報告書で実績報告することが望まれる。

2. 子どものプライバシー保護に配慮した保育の取組を行うことが望まれる。

子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等を整備し、職員研修によりその理解が図られるようにする。

3. 苦情解決の仕組みを確立し、苦情内容及び解決結果等を保護者などに配慮したうえで、公表する体制を構築することが望まれる。

苦情解決については、保護者等からの苦情だけでなく、電話や口頭での相談、意見も含め、受付から解決までの記録を適切に保管し、保護者などに配慮したうえで、公表する体制を構築することが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

若狭浦保育所では、「保護者と密に連携した子育て支援が為されている」という高い評価をいただきました。今後も保育所・保育士は保護者の子育て伴走者として、調和のとれた職員体制と、充実した保育環境の質を高めるべく、数年後の保育所のあり方を見据えた事業計画と実践・評価・改善に取り組みます。一方、こどものプライバシーを尊重した保育が行えるよう、保育士及び職員一人ひとりの人権意識を磨くことの重要性を再認識し、更なる研修等の充実に向け取り組みます。加えて、保護者をはじめ、保育所に関わる様々な方面からの多様なご意見を大切にし、保育所運営の糧にしていく仕組みの構築に努めます。保育所保育の内から外から関わる多くの方々の想いと、諸情報の風通しのよい環境が、若狭浦保育所の魅力の一つとなり、こどもや保護者から選ばれる、また、職場として選ばれる保育所として成長したいという意欲が高まる評価結果でした。客観的・実践的に調査・評価いただいた関係各位に、心より感謝申し上げます。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 保育所版 自己評価

項 目			評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
着 眼 点	☐ 1	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐ 2	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	☐ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	☐ 7	（保育所）理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		■取組状況 理念は法人の建学の精神に基づき明文化され、ホームページで公開し保育所に掲示されている。理念は「豊かな心を持ち考えて行動するたくましい子」として、保育所の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「生活や遊びを通して、生きる力の基礎を培うための活動を展開する」等の3項目で、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となっている。理念と基本方針が表示された事業計画は全職員に配布して所長が説明し、さらに研修で参与が資料を作成し説明することで理解を図っている。保護者に対しては、重要事項説明書に理念と基本方針をわかりやすく記載して、入園時や進級時のオリエンテーション等で説明している。調査時の家族アンケートでは「入園する時に保育の目標や方針、保育所での1日の過ごし方などについて十分な説明がありましたか」は93%が「あった」と答えている。 ■改善課題 ホームページや玄関の理念と事業計画書や保育の全体計画等の理念に齟齬があるため、整合性を図ることが望まれる。	

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着 眼 点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ 4	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		■取組状況 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握について、法人の園長経営会議や代表者会議等で児童福祉や子ども・子育て支援事業計画等の動向について把握している。那覇市の待機児童の状況から地域での0・1歳児のニーズを把握し、今年10月から0歳児保育を再開している。所長は理事長を兼務し、法人会議で法人全体の経営状況や保育所の利用状況等の分析を行っている。 ■改善課題 社会福祉事業全体の動向や保育ニーズ等の把握分析について、那覇市の福祉行政や子ども政策等についてホームページでの情報収集や、市の公私連携保育所として那覇市内園長会等への参加について検討することが望まれる。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
着 眼 点	○ 1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		■取組状況 経営課題を明確にした具体的な取り組みについては、健全経営化計画を策定し円滑運営のための保育士数の確保、利用定員数を増やし健全経営化、設備・遊具等の経年劣化への対応、経費節減等の課題を明確にしている。経営状況や改善すべき課題については、法人代表者会議で共有されている。0歳児受け入れに伴う保育士採用やパーテーション張替えや壁の塗替え、経費節減のための光熱費の削減、シルバー人材センター委託業務の解約等が全体会議やクラス代表会議で周知取組されている。	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着 眼 点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 令和6年～令和9年までの中・長期計画(若狭浦保育所健全経営化計画)が理念や基本目標を明確にし策定されている。中・長期計画は、適正な運営人材の確保、利用定員、地域との交流・連携、新規事業の研究等具体的な内容になっている。適正保育士の人数や利用定員数を明記し実施状況の評価を行える内容となっている。計画は法人代表者会議の承認を得て、今年10月に0歳児保育を1年前倒しで実施する等見直されている。資金計画として令和6年～令和9年の収支予算概略が策定されている。 ■改善課題 中・長期計画を職員へ周知することが望まれる。	

項 目			評価 結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
着 眼 点	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント ■取組状況 中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について、中長期計画の令和6年度事業として、保育の充実に 向けた適正な運営人材の確保、利用定員削減、法人学校との学生・教員の交流、法人こども園との交流、自 治会・児童館等地域交流の強化、子育て相談室の新設等が具体的な内容になっている。 ■改善課題 中・長期計画の令和6年度事業を、事業計画に位置づけ、数値目標や具体的な成果等の設定をして実施状 況の評価を行い、事業報告書で実績報告することが望まれる。中・長期計画を反映した単年度の事業計画が 策定されていないため、判断基準によりC評価となる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
着 眼 点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されてい る。	
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行ってい る。	
コメント ■取組状況 保育に関する単年度事業計画は、概要や保育所経営・保育所運営、保育内容に関する保育所の評価、全 体的な計画、食育計画、保健計画、安全計画、研修、行事計画、子育て支援等多岐にわたった内容で作成さ れている。評価については、保護者アンケートを1月に実施し、職員自己評価は3月に実施している。事業計画 は年度末に各種計画の見直しが行われ、職員参画で作成されている。年度初めに保育士全員と調理室、事 務室にも配布して周知を促すための取組を行っている。 ■改善課題 事業計画の実施状況の把握と評価、見直しの時期等についての手順書を作成し、各計画毎の手順を明確 にすることが望まれる。			
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
着 眼 点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやす いような工夫を行っている。	
	○ 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
7	コメント ■取組状況 事業計画の保護者への周知は、入園時に配布する保育所のしおりで年間行事計画を知らせ、園だよりで月 の目標や生活習慣、職員研修、会議内容を伝えている。クラスごとの1週間の予定表は保育室入口に掲示し、 行事予定は園だよりやコドモンを活用して配信するなど工夫している。 ■改善課題 事業計画の内容の理解を促すため、研修や会議等を含む年間行事予定表及び全体計画を保護者会等で 説明することが望まれる。		

項 目				評価 結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組				
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。			a
着 眼 点	☐ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。		
	☐ 2	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。		
	☐ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
	☐ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
コメント		■取組状況 年1回、全職員で保育所自己評価(保育目標、保育内容、行事、経営・組織、研究・研修、情報、施設・整備、出納・経理、施設間交流・連携、家庭・地域との連携、子育て支援、情報の発信等)を実施している。評価後は全体会議で内容を検討し、令和5年度は考察として3項目の課題(事務分掌・体制、運営、子育て支援の推進)を抽出している。令和4年度に第三者評価を受審し、今回は2回目の受審となっている。		
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。			b
着 眼 点	☐ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		
	☐ 2	職員間で課題の共有化が図られている。		
	☐ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
	☐ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
	☐ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 令和5年度の保育所自己評価の結果から、課題として効率的・合理的な組織運営としてのICT活用、職員の配置や仕事の分担の検討、打ち合わせ時間の改善、施設の開放や子育て支援の場の設定等の子育て支援の推進を掲げ文書化している。文書化された課題は、職員間で情報共有が図られ、法人会議や全体会議等で改善策が検討され保育士確保や地域交流・子育て支援の推進が中・長期計画(健全経営化計画)に明示されている。ICT活用については、コドモンを活用した園だより等の配信を実施し、令和7年事業に計画されていた0歳児受け入れを前倒し、9月に新規職員を採用している。 ■改善課題 改善策の取組については、課題を事業計画に明示して計画的に改善を実施すること、及び実施後の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことが望まれる。		
II 組織の運営管理				
II-1 管理者の責任とリーダーシップ				
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。			a
着 眼 点	☐ 1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	☐ 2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
	☐ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
	☐ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		■取組状況 所長の役割と責任は運営規程に明記され、「所長は保育所の運営管理を統括する」と記載されている。所長は毎月園だよりを発行し、テーマを設定して文書を掲載している。所長の職務内容は事業計画に記載され、所長不在時の権限委任については、参与や主任などへ段階的に委任されることが危機管理マニュアルに明示されている。 ■改善課題 施設長不在時の権限委任についてフローチャートを作成し事務室等に掲示することを期待する。		

項 目			評価 結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着 眼 点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント ■取組状況 法令等の遵守について、就業規則に「業務に関し供応、贈与を受けない事」が規定され、利害関係者との適正な関係が保持されている。施設長は「虐待防止」「不適切な保育」「保育士コンプライアンス」などの研修を受講し、行政の「入所関係書類に係る説明会」については研修報告書を作成し、全体会議で伝達研修を行っている。法人は保育倫理綱領やハラスメント防止規程などを整備している。新人研修は法人事務局で実施し、所長が法令遵守等について説明している。 ■改善課題 ハラスメント防止規程に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント禁止について追記し、職員研修等で周知することが望まれる。障がい者差別解消法や子どもの居場所づくり支援事業等、幅広い分野で遵守すべき法令等を把握し、職員への周知が望まれる。職員の法令遵守について、今年度法人で実施されている作成されたコンプライアンス確認シート等の活用が望まれる。			
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
着 眼 点	○ 1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○ 3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○ 4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○ 5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント ■取組状況 保育の質の現状について、保育所自己評価と保護者アンケートを実施している。評価は12項目に基づき全職員で行い、全体会議で課題を抽出し改善策を検討している。ICT機器活用の一環としてゴドモンを用いた所内研修や園だより、面談アンケートの配信を行い、利用拡大を進めている。職員配置の改善として新規保育士を採用し、0歳児保育の再開に繋げている。質の向上のため、4月から参与職を新設し、指導計画の承認や実践記録の指導助言を強化し、施設内研修を毎月実施している。			
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
着 眼 点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント ■取組状況 経営改善や業務の実効性に向けた取組において、施設長は理事長として法人事務局や法人代表者会議で人事や財務の分析を行っている。労務面では年休管理や時間外勤務を保育所の事務員が分析・管理している。4月から参与職を配置し、所長の補佐と保育士指導の強化を図り、三役会議で経営改善への意識形成を進めている。人員配置では、9月に保育士を採用し0歳児保育を再開、フリー保育士や事務員、用務員を配置し、ゴドモン導入や券売機設置で業務の実効性を高めている。			

項 目			評価 結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
着 眼 点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○ 2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		■取組状況 福祉人材の人員体制については、法人の人材確保分科会で連携して作成した人材確保計画に基づき採用活動を行っている。今年9月に保育士を1名採用し、10月1日から0歳児の受け入れを再開した。必要な人材は、ハローワークや法人保育所、専門学校の就職説明会への参加や職員への紹介呼びかけを通じて確保している。 ■改善課題 退職した職員の補充や保育士確保について、採用活動の継続・強化・工夫が望まれる。	
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
着 眼 点	○ 1	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○ 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		■取組状況 事業計画では、期待する保育士像として「使命感と保育愛にあふれる」「広い教養と人間性豊かな」「創造性に富み、子どもの気持ちに立つ」保育士が挙げられている。人事基準には、採用・異動が就業規則に規定され、昇給・降給が賃金規程に定められている。今年10月からは人事評価制度が導入され、職員の専門性や成果を評価している。処遇改善は人材育成分科会で分析・評価され、キャリアアップ制度を活用して実施されている。昨年度は4名が申請し、法人が費用を負担している。 ■改善課題 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施することが望まれる。	

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着 眼 点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○ 8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント		■取組状況 職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は所長とし、職員の勤務時間や有給休暇の取得状況は事務職員が把握している。職員の健康診断が実施され、参与は職員の健康管理の補佐役として個別面談や相談援助を担っている。10月からスタートした人事評価制度に伴う所長面談が11月と2月に予定されている。福利厚生として、日本私立学校振興・共済事業団の退職金制度に加入し、給与等の待遇面についても法人によって配慮されている。パートを含む全職員を対象として慶弔見舞金規程が整備されている。週休2日、3日間のリフレッシュ休暇の取得が実施されている。育休明け等で時短勤務を希望した場合は、1日6時間の勤務が可能で、子の看護休暇も半日単位で取得できる。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境が整備されている。改善策について法人の人材確保計画に反映し実行している。キャリアアップ制度の申請費用を法人で負担している。育児休業を1名が取得中である。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
着 眼 点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○ 2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		■取組状況 職員一人ひとりの育成に向け、期待する職員像が設定され、令和6年度10月から人事評価制度が導入されている。参与は6月に保育ミーティングを実施し、法人の建学精神と保育理念、自己評価の意義などを伝え、個別面談を通じて人事評価制度への向き合い方を助言している。今年の変則的に11月と翌年2月に所長面談が予定されており、目標・自己評価シートを活用して業務目標達成度の確認を行う仕組みが整備されている。 ■改善課題 職員一人ひとりの目標は、項目と水準、期限を明確に設定し、取り組むことが望まれる。	

項 目			評価 結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着 眼 点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 園内研修計画を策定し研修が実施され、年度末に見直し次年度計画に反映している。キャリアパス制度を活用して、専門技術や専門資格が明示されている。法人全体研修については、研修後の職員アンケートを参考に、法人の人材育成分科会で内容等の見直しがされている。 ■改善課題 保育所が目指す保育を実施するために、研修計画に、基本方針や「期待する職員像」の追記が望まれる。	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着 眼 点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		■取組状況 職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の専門資格の取得状況等は資格証や研修受講一覧で把握している。新任職員については県社協主催の初任保育士研修を受講させ、法人においての新任研修や所長による保育所概要や守秘義務等の内部研修を実施している。新任職員の習熟度に配慮して、フリー保育士として計画的に経験させ、保育の実践や記録などについて、ベテラン保育士や主任によるOJTが実施されている。所長研修や保育士研修、事務員研修等階層別の研修を受講させている。内部研修は全員が受講できるように土曜日に設定している。外部研修の情報は全体会議や事務室内に設置している職員連絡帳で周知し、研修後は報告書を作成し、全体会議等で伝達研修を実施している。職員が年間を通して公平に参加できるように、所長と参与、主任が調整し、研修費用は保育所で負担している。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着 眼 点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		■取組状況 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成の体制については、「保育実習受け入れ要綱」が整備され、「次世代育成を担う保育士の要請への協力、また、実習生の受入れに伴い自身の保育内容の向上に努める」旨が基本方針として明文化されている。実習生受入時は、受け入れ要綱に基づいて実施され、オリエンテーションで守秘義務についても説明し誓約書を提出させている。実習は、観察実習と参加実習、責任実習のプログラムで実施し、実習生の指導は学校から提示されたプログラムを使用している。実習生の受け入れについて、職員や子どもには口頭で説明し、保護者には園だよりで事前に説明している。実習内容については、学校と連携して、主任とクラス担当保育士が中心になり対応し、昨年度は中学生のインターシップと保育専門学校から8名の実習生を受け入れている。担当保育士は、保育に関する様々な研修を受講している。 ■改善課題 実習生等の受け入れ体制の整備について、「保育実習生受け入れ要綱」の内容に、受入れについての連絡窓口、子ども・保護者への事前説明、職員への事前説明、オリエンテーションの実施方法等を追記して、マニュアルとして整備されることが望まれる。	

項 目				評価 結果			
Ⅱ-3 運営の透明性の確保							
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。							
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。			b		
着 眼 点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。					
	○ 2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。					
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。					
	○ 4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。					
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。					
コメント		■取組状況 ホームページには、重要事項説明書や施設の概要、保育目標・園の一日、年間行事や活動状況等に加え、前回の第三者評価結果と前年度の職員自己評価結果も公開して運営の透明性を確保している。第三者評価受審は今回が2回目である。公開された重要事項説明書には、施設の目的や運営方針、取り扱う保育事業、保育所の自己評価や第三者評価の受審、苦情相談窓口の設置が記載されている。地域の公民館館長と民生委員・児童委員に保育所の役割等を説明し第三者委員に選任している。パンフレットは、法人の専門学校に設置し、所長が自治会への挨拶時に持参して手渡している。 ■改善課題 第三者評価の受審結果は公開し、苦情相談の体制は公表しているが、苦情・相談内容の改善・対応結果の公表が望まれる。					
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。			a		
着 眼 点	○ 1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。					
	○ 2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。					
	○ 3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。					
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。					
コメント		■取組状況 保育所における事務や経理、取引等に関しては、法人の寄付行為や経理規程、文書取扱規則で定めている。権限と責任は運営規程に明示され、事業計画に記載して全職員に配布し、年度初めの全体会議で職員に周知している。年2回、法人の監事による内部監査が実施され、財務について毎年、公認会計士による監査が実施されている。公認会計士から「子ども等に関わる支出は優先してきちんと使ってください」の助言で、買い替えが必要と判断していたクーラーを早目に買い替えている。					
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献							
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。							
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。			a		
着 眼 点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。					
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。					
	○ 3	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。					
	○ 4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。					
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。					

項 目		評価 結果
コメント	■取組状況 地域との関わりは運営規程や事業計画に基づき、地域の子育て家庭支援や社会資源との連携を図ることが記載されている。玄関には地域の施設や支援情報を示すマップやポスターが掲示され、子どもたちは児童館のイベントに参加したり、園外活動を行ったりして地域と交流している。毎年、対馬丸記念館の行事に参加し、地域との交流イベント「お招き会」やハロウィーンも実施。保護者には社会資源の情報を提供し、必要に応じて支援を紹介する取り組みも行っている。	

項 目				評価 結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
着 眼 点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5	学校教育への協力を行っている。	
コメント		■取組状況 「ボランティア受入規程」に「園児及び保護者の生活並びに保育所と地域との交流の充実を図ることを目的とする」と明記し、全体的な計画に保育士養成校や市営住宅自治会との連携が記載されている。「ボランティア受入規程」に、受入担当者の設置や活動希望書等の提出に基づいた受入れ判断、必要な相談や助言、注意事項や活動の内容などが定められ、「ボランティア活動の確認書」と「誓約書」が作成されている。法人の保育士養成校の生徒が絵本の読み聞かせや運動会の運営にボランティアとして協力し、エイサーやリミックスの指導をした学生が、卒業後に採用されることもある。中学生の職場体験や高校生のインターンシップ、特別支援学校の社会現場実習も受け入れ、オリエンテーションを実施し、誓約書が学校から提出されている。 ■改善課題 「ボランティア受入規程」の内容に、学校教育等への協力についての基本姿勢、及び子どもや保護者並びに職員への事前説明について追記し、ボランティア受入担当者を明記した上で、「ボランティア受入マニュアル」として整備することが望まれる。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		b
着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	5	地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
	○	6	(保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント		■取組状況 社会資源として民生委員・児童委員や警察、地域の関係機関の一覧表が作成され、「保育所のしおり」には、保育所周辺の児童館や公民館、図書館、海浜公園などの自然や屋外公園等が紹介されている。緊急時等に関する社会資源として保育所周辺の医療機関一覧表と緊急体制連絡網が緊急管理マニュアルに記載され、事務所内に掲示して職員に周知している。玄関に近隣マップや子ども医療電話相談、子どもの居場所ネットワークマップ等のポスターを掲示している。所長は法人理事長を兼務し、公私連携保育所として定期的に那覇市との意見交換を実施し、法人3カ所のこども園も含む協働会議を開催し、要保護児童対策地域協議会に出席している。人材育成と確保を目指して、法人が地域の社会福祉法人(介護)と連携している。家庭での不適切な養育が疑われる場合は、必要に応じて行政や児童相談所、要保護児童対策地域協議会等と連携することとしている。 ■改善課題 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて更なる具体的な取組が望まれる。 着眼点5は、地域に関係機関・団体があるので、対象外である		

項 目			評価 結果
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着 眼 点	○ 1	保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	2	(保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	3	(保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		■取組状況 法人として自治会総会や敬老会等の自治会活動に参加している。保育所のお招き会等に地域住民を招待し、交流を通して地域の情報を得ており、待機児童のニーズがあることを把握している。 ■改善課題 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組について、地域の民生委員・児童委員連絡会や自治会等に保育所(組織)として参加することにより、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握し、多様な相談に応じる体制を構築することが望まれる。	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着 眼 点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○ 3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		■取組状況 法人職員は地域のまちづくり協議会に参加し、自治会総会や敬老会などの自治会活動にも関わっている。保育士養成校の学園祭では地域住民を招待し保育体験を実施し、法人として中学生向けに介護体験も行っている。地域の防災対策として、法人所有の建物が津波避難ビルに指定され、備蓄も整えている。 ■改善課題 地域の把握した福祉ニーズに基づき、保育所として具体的な活動を計画し、地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着 眼 点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント		■取組状況 保育方針には「子どもの潜在能力や育つ力を支え育み、家庭支援と並行して最善の利益と幸せを追求する」と記載されている。「保育倫理綱領」や「苦情解決マニュアル」が作成され、職員は保育理念や方針を共有し、「不適切な保育」や「虐待防止」研修を受けている。職員は自己評価や「コンプライアンス確認シート」を活用し、対応状況を評価している。異年齢保育では、上の子が下の子を助ける姿や小動物を優しく扱う姿が見られる。名簿は誕生日順で男女混合、外国籍の子どもや保護者との交流を大切にし、文化の違いについては保護者と話し合い理解を得ている。 ■改善課題 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢を反映させた保育場面(支援内容)ごとの業務マニュアルの整備が望まれる。	
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
着 眼 点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント		■取組状況 子どものプライバシー保護に配慮した保育について、ベランダでの水遊びの際は外からの視界を遮断するため目隠し用ネットを設置し、保育室での着替え時にはカーテンを閉めて配慮している。1階の個室トイレにはドアを取り付けている。子どもには「大切なところは隠そうね」、「着替えの時はカーテンを閉めようね」等と話している。子どもが一人になれる隠れ家のようなスペースもある。 ■改善課題 子どものプライバシー保護に配慮した規程やマニュアルの整備が望まれる。保育室内での子ども同士の着替え時の視線への配慮や着替える順序等の指導、トイレでの排せつ時のプライバシーへの更なる配慮、保護者へのプライバシー保護に関する取組の周知等が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価Cとなる。	

項 目				評価 結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
着 眼 点	○ 1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。		
	○ 2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
	○ 3	保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。		
	○ 4	見学等の希望に対応している。		
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		
コメント		■取組状況 保育所のホームページに施設概要や保育目標、園の一日、年間行事、園だより等が掲載されており、同一法人の他のこども園の情報もリンクして提供している。保育所を紹介するパンフレットは地図や写真、イラストを使用して分かりやすく作成し、自治会や法人の専門学校に提供している。利用希望者には、所長がパンフレットを利用して個別に説明し、見学の希望にも対応している。パンフレットは毎年見直し、ホームページも年1回は更新することになっている。 ■改善課題 理念や基本方針、保育方針等が掲載されたパンフレットは近隣の公共施設(児童館や公民館等)にも設置することに期待したい。		
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		b
着 眼 点	○ 1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。		
	○ 2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。		
	○ 4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
コメント		■取組状況 入所児の保護者には重要事項説明書や入園のしおりをもとに説明して同意を得ている。進級する子どもの保護者には、クラス懇談会で担任が説明している。保護者の就労状況による保育時間の変更については入所申し込み時に担当課で説明され、保育の提供開始や変更時は、重要事項説明書で保護者等に説明している。子どもの衣類や毎日の持ち物、準備するもの等については、実物をみせ、入園のしおりのカラープリントした写真を見てもらって分かりやすく説明している。外国籍の保護者や配慮の必要な保護者には、ゆっくりとかみ砕いて説明し、ルビを付けて説明する等、保護者等の状況に応じて対応している。 ■改善課題 ホームページ等への掲載に関する同意書は得ているが、個人情報の利用目的は具体的に特定して同意を得ることが望まれる。		
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
着 眼 点	○ 1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。		
	○ 2	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
	○ 3	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		
コメント		■取組状況 5歳児は小学校内のこども園への転園が多く、兄弟が小学校へ通っている場合は3歳から転園する子どももいる。同法人のこども園への転園時は保護者の同意を得て「進級・異動に伴う申し送り表(引き継ぎ)」に食事や排泄、遊びの様子や身の回りのこと、保護者の様子や特記事項を記載して引き継いでいる。保育所の利用が終了した後の相談には、旧担任や主任、所長が対応している。転園後、小学校入学に向けて保護者から児童票の記録の情報提供を求められた事例があり、児童票の記録を開示している。 ■改善課題 保育所の変更にあたり、引継ぎ文書は定めているが、保育の継続性に配慮した手順の作成、及び保育所の利用が終了した後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を子どもや保護者等へ提供することが望まれる。		

項 目				評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
着 眼 点	○ 1	(保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。		
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。		
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。		
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
コメント		■取組状況 子どもの満足の把握については、日々の教育・保育の中で室内や園庭遊びの様子を観察し、子どもの表情や言動等から満足の把握に努めている。毎年、保護者アンケートを実施し、行事開催後のアンケートでも保護者の満足の把握に努めている。その週で行う活動予定をクラスの出入口に掲示し、先週の活動状況の写真を保育室出入り口の壁に貼って保護者に提供している。個別の相談面接には必要に応じて主任や所長も対応し、年3回、保護者懇談会を開催し、保護者会には所長と参与、主任が出席している。保護者アンケートは所長が集計し、結果を主任と検討している。保護者アンケートの結果から「職員のチームワークや雰囲気について」を課題としてあげ、保育士ミーティングで話し合いを実施している。「職員のマスク着用を緩和してもよいと思う」の意見には、マスク着用を個人の自由に行っている。保護者アンケートの結果は保護者総会で配布し、所長が説明している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		c
着 眼 点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。		
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
	7	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
コメント		■取組状況 苦情解決責任者は所長、苦情受付担当者は主任と、「苦情解決委員会に関する規程」及び「職務分掌」に規定している。苦情解決責任者は所長、苦情受付担当者は主任であり、これらは「苦情解決委員会に関する規程」と職務分掌で定められている。第三者委員を2名選任し、苦情受付の流れや委員の連絡先を記載したポスターを玄関に掲示し、意見箱も設置している。入所時に保護者に重要事項説明書で苦情相談窓口を説明。毎年の保護者アンケートや行事後のアンケートで、保護者が意見を出しやすい環境を整えている。 ■改善課題 保護者等からの苦情だけでなく、電話や口頭での相談や意見についても受付から対応・結果の報告までを記録して保管し、公表するとともに苦情相談内容に基づき質の向上に取り組むことが望まれる。 着眼点6が確認できないため、評価基準によりC評価となる		

項 目				評価 結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		b
着 眼 点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備するため、重要事項説明書に相談窓口と第三者委員を記載し、玄関に意見箱と連絡先を記載したポスターを掲示している。また、毎年、保護者アンケートや各行事後のアンケートを実施し、個人面談を行っている。所長や主任、事務所職員も朝夕に声掛けし、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めている。保護者の相談には、空いている保育室や事務所で対応している。降園時の手伝いが必要な保護者には職員がサポートしている。学校評価における保護者アンケートでは、85%が「保護者の意見が届いている」と感じていると回答している。 ■改善課題 外部の苦情相談窓口（沖縄県福祉サービス運営適正化委員会と那覇市こども教育保育課）を重要事項説明書に追記することが望まれる。		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
着 眼 点	○	1	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
		5	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 送迎時にクラス担任や所長、主任、事務職員が声かけを行い、会話の中から要望や意見を聞くように心がけ保護者とのコミュニケーションに努めている。毎年、保護者アンケートが実施され、日々のコミュニケーション及び個人面談の前に質問したいことや要望等をあらかじめ書面で求めている。苦情解決マニュアルが作成され、意見や要望、相談、苦情への解決の方法が示されている。 ■改善課題 「苦情解決マニュアル」への、具体的な検討・対応方法と記録方法、公開方法の追記が望まれる。保護者等からの口頭や電話での相談や意見も「相談・苦情」として報告書の作成が望まれる。		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着 眼 点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 施設の危機管理は所長が責任者となり、屋内外の安全点検や設備、遊具の確認を実施している。事故発生時は事故報告書を作成し、リーダーミーティングで対応策を検討・周知している。緊急管理マニュアルには不審者対応や事故予防が記載され、緊急連絡網も掲示している。不審者対応訓練やプール遊びの安全確認も行い、熱中症アラートを全職員で共有している。園内研修で救命講習を実施し、バス利用時の点検・確認についても話し合いをしている。 ■改善課題 作成されている各マニュアルは発生時の対応マニュアルとなっているので、再発防止策の検討会議の実施と検討結果の職員への周知徹底を追記することが望まれる。園庭に植栽している、毒があり、繁殖力の強い「ホシアザミ」については、子どもと保護者への注意喚起、及び完全除去が望まれる。	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着 眼 点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント		■取組状況 感染症対策の責任者は所長で、感染症確認と報告は主任が担当となっている。入園のしおりには感染症の一覧や登園許可願いの提出を明記し、インフルエンザの出席停止期間を図示して説明している。感染症対策マニュアルには各種ガイドラインや園独自のマニュアルが整備されており、看護師資格を持つ職員が週1回勤務し、子どもの健康管理に関する対応や助言をしている。職員は保健衛生研修を受け、手洗いやアルコール消毒を徹底している。感染症発生時は玄関に情報を掲示し、保護者に周知している。 ■改善課題 事務分掌に感染症確認と責任者への報告は主任、健康・安全衛生管理は保育士、児童の保健衛生に関することは用務員と位置づけられているが、感染症対策について、責任と役割を明確にした委員会の設置等、管理体制の整備が望まれる。「消毒液の作成やエプロン、手袋などの使用方法と汚物処理手順」は全クラスに掲示することが望まれる。	

項 目				評価 結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
着 眼 点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。		
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。		
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		
コメント		■取組状況 緊急管理マニュアルが整備され、地震及び火災発生時の対応が記載されている。「地震津波発生時の対応」と「台風発生時の対応」のマニュアルも整備している。防火管理者は所長で、消防計画を作成して自衛消防隊を組織し、隊長は所長、副隊長は主任とし、火災時の初期消火係や避難誘導係、通報連絡係等の役割を明確にしている。火災・地震・津波に対する訓練は毎月実施して課題の見直しを行い、用務員が防災士養成講座を受講している。避難場所は、隣接する市営住宅集会所と定められ、避難したら点呼して子どもの安否を確認し、保護者に連絡して子どもの受け渡しは「引き渡しカード」で対応することになっている。保護者と連絡が取れない場合は避難場所待機することになっている。那覇市の「津波浸水想定マップ」と「避難箇所一覧」も掲示されている。水と食料等の備蓄品は休憩室に保管され、食料品は備蓄リストを作成し、アレルギーのある子にも対応できるように準備している。備品等(懐中電灯や携帯ラジオ、医薬品、衣類等)は非常持ち出し袋にセットして事務所で保管している。災害時には近隣の児童館や津波避難ビルとも協力が得られるようになっている。 ■改善課題 備蓄食料は子ども及び職員を含めた3日分の確保、及び被災時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画の整備が望まれる。		
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保				
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。		b
着 眼 点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
	○ 5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。		
コメント		■取組状況 園では、緊急時対応、不審者対応、虐待対応、感染症対応、アレルギー対応などのマニュアルを整備している。指導計画作成には沖縄県の手引きを活用し、「保育所のしおり」により保育日課や食事、登所・降所について、持ち物と服装、暴風時における保育所の対応、感染症や病後の与薬など職員も共有し、保護者に周知されている。虐待防止や事故対応については園内研修を実施し、職員に周知している。また、人権擁護や不適切保育防止のため、チェックリストを用いた面談を通じて確認している。 ■改善課題 子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護(子どもの権利条約における「4つの原則」と「4つの権利」)に関わる姿勢を明示し標準的な実施方法(マニュアル)の作成が望まれる。		

項 目				評価 結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
着 眼 点	○ 1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。		
	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。		
	○ 3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		
コメント		■取組状況 各種指導計画は、毎年2月に所長、主任で検討し見直している。週案は週案会議で、月案はクラスで話し合い、月末に参与と実施方法の検証見直しが実施され、見直した内容は、週案、月案に反映されている。標準的な実施方法の見直しとして、年齢やクラスの指導計画においては、クラスごとに実施方法が見直されPDCAサイクルによる質の向上に向けて取り組んでいる。 ■改善課題 保育の標準的な実施方法の検証・見直しを定期的に実施すること、検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組み作り、マニュアル等については作成年月日を明記し、見直しの過程が分かるよう改訂年月日を記載することが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		b
着 眼 点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。		
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
	○ 4	(保育所)全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。		
	○ 5	(保育所)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。		
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
	○ 7	(保育所)指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。		
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。		
コメント		■取組状況 アセスメントにもとづいて、指導計画の適切な作成については、年間指導計画、月や週の指導計画を各クラス担当職員が作成し、責任者は所長となっている。※アセスメント手法は確立していないが(※公表時抜粋)、入園面接は、二人体制で行い、児童票と保育所独自の「面談チェック表」で子どもの発育や健康状況、予防接種の状況、食事や睡眠状況、一日の流れや今までの保育状況等を把握し、保護者の意向、要望を含めて面談後、職員会議で共有し、各年齢ごとの指導計画に生かされている。入所後は、送迎時や年度途中の個人面談において、保護者と情報交換し、子どもの発達上の課題や保護者の要望等を把握し、指導計画が作成され、指導計画は全体的な計画に基づいて、養護と教育が一体的に展開できるように作成されている。月や週案の「家族との連携」に保護者との信頼関係を築くための内容や保育所での子どもの様子を伝えることが記載されている。個別の指導計画においては、子どもの発達について保護者へ理解や支援を促す内容が記載されている月案、週案・日誌の保育の反省、評価し、週や月案が作成され、参与、主任から助言・指導を受け、見直す体制がある。要対協対象の子どもや保護者対応において、職員間で共有し適切に対応している。 ■改善課題 実践されているアセスメント手法の明文化、及びアセスメントからの計画作成、実践、振り返りのPDCA手法を全クラスで共有し、適切な保育の提供が望まれる。		

項 目				評価 結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		b
着 眼 点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。		
	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。		
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。		
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		
	○ 5	(保育所)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。		
コメント		■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画作成の見直し時期として、週案は火曜日、月間指導計画は月末の提出を基本とし、次年度に向けて12月から3月に全体ミーティングで検討し、事業計画の各種指導計画を含む年間指導計画の評価・見直しを行っている。雨天時にはホールや室内で子どもたちが組みたい遊び、鬼ごっこや巧技台、マット運動、跳び箱など体を動かして遊ぶなど、天気が悪くなった場合の対応が想定され、変更について保護者へ、クラス前のボードを書き換え周知している。前回改善課題であった、週案月案において、週末の振り返りや評価から、翌週の計画に反映できるような取り組みと月末の子どもの姿を翌月の計画に反映することが改善されている。 ■改善課題 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を定め 職員会議で年度のふり振り返りや次年度の計画を作成のための工夫が望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
着 眼 点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。		
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
	4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。		
コメント		■取組状況 子どもの発達状況及び生活状況等は、保育所が定めた統一した様式に記録されている。月案、週案、個別計画などに沿った保育が実施され、子どもの様子や保育内容を記録により確認できる。指導計画・日誌等の記入についての研修が4月に行われている。各クラスの週案・日案の作成は、クラスにより複数の職員が輪番で作成し、週1回火曜日の午睡時にクラス代表ミーティングを行い、各クラスからの情報の共有や、指導計画変更の周知等今週の行事等について話し合われている。事故等、重要案件で周知徹底を必要とする情報は、第三土曜日又は臨時の全体ミーティングで共有している。 ■改善課題 保育所における情報の流れについては、共有すべき情報が職員に正確に伝わる仕組みの確立(その際伝えてはならない情報、担当者で止めておく情報、責任者へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容後日整理して伝えるべき内容)し、的確に分別され決められた方法によって伝達されることが望まれる。ICTが導入されているが、職員間で指導計画や児童票、保育記録など更なる情報共有、及び保護者へのドキュメンテーションなどへの活用が望まれる。		

項 目				評価 結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		b
着 眼 点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。		
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。		
	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。		
コメント		■取組状況 子どもの記録の保管、情報の提供に関する文書規程を定め、文書の処理管理責任は事務分掌により事務員及び保育所長となっている。職員は入職時に法人で守秘義務について研修が行われ、誓約書がとられている。個人情報の漏洩を行った職員に、就業規則で罰則が定められている。重要事項説明書に事業所の情報公開、個人情報の保護についての方針と保護について記載し、保護者には毎年ホームページやクラス便り等への写真に関する同意を文書で得ている。 ■改善課題 守秘義務について園内研修を実施し、子どもの記録の保管・保存・廃棄や保護者から情報の開示を求められた際のルール定めることが望まれる。個人情報利用同意書は、園だより等への氏名・写真掲載以外の教育・保育の様々な場面での利用についても追記することが望まれる。		
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。		b
着 眼 点	○ 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
	○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。		
	○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。		
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。		
	○ 5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。		
コメント		■取組状況 子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもにとって最善の利益を目指すことが保育所のしおりに目的として掲げられ、保育理念や教育・保育計画に明示されている。子どもの権利擁護に対する取組については、市の「子ども虐待対応マニュアル」「全国保育士会倫理要綱」が整備され、「保育所保育園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している。重要事項説明書及び保育所のしおりで運営の方針、「心豊かな子」の育成として子どもの最善の利益を考慮し、実践することについて「不適切な保育」「虐待防止」の園内研修をしている。食事においては、無理強いせず、子どもの気持ちを大切にしながら進められている。子どもの権利擁護について参与の面談を通して職員が気づけるように取り組んでいる。保育所が行っている保護者アンケートでは「保育所では一人一人を理解し、大切に保育されていると感じますか。」よくあてはまる80％あてはまる20％の回答がある。外国籍の子どもを受け入れ、保育をする中で、子どもや保護者に対して多様性を尊重し、名簿の作成は、誕生月で作成し、共生社会の形成に向けて取り組んでいる。 ■改善課題 日々の保育提供で実際に配慮している子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について「権利擁護に関する規程・マニュアル等」を作成することが望まれる。		

項 目				評価 結果
A-2 保育内容				
A-2-(1) 全体的な計画の作成				
A②	①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		b
着 眼 点	○ 1	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりえて作成している。		
	○ 2	全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。		
	○ 3	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。		
	○ 4	全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。		
	○ 5	全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。		
	○ 6	全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。		
	○ 7	全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。		
コメント		■取組状況 全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針等にもとづき、法人理念、法人方針のもと保育所の保育理念、保育方針や目標、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、保育時間、主な行事、幼稚園・こども園・小学校との連携、健康支援、食育の推進、環境及び衛生管理並びに安全管理、災害への備え、子育て支援、職員の資質向上、特色ある教育と保育などで作成されている。所長の責任の下、各クラスリーダーが提出した案を主任と合議し所長が次年度計画を作成し見直し、全体ミーティングで周知している。 ■改善課題 全体的な計画の「子ども保育目標」と「養護の生命の保持の年齢別ねらい」について、子どもの発達を踏まえ、内容の整合性が望まれる。		
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		b
着 眼 点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。		
	○ 2	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。		
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。		
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。		
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。		
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。		
コメント		■取組状況 室内には温度、湿度計が設置され、エアコン等で温度を調整し、空気清浄機が各保育室に設置されている。発達に合った家具(テーブル、椅子等)、玩具、遊具(運動用具含む)類の素材など安全面に配慮している。トイレや手洗い場は午睡時に、職員が清掃し、清潔が保たれている。園内外の設備用具の安全管理については、室内は毎日クラス担任が安全確認を行い、戸外の遊具等は月1回、園庭安全チェック表を使って点検している。砂場の砂は毎年補充し、猫が侵入しないよう園庭周りに猫防止柵を取り付け、衛生面に配慮している。家具等には転倒予防がされ、寝具を収納できる場所を確保し、毎週末に持ち帰り、衛生管理に努めている。各クラスには板間と畳間があり活動や睡眠のための生活空間は十分な広さが確保され、広い廊下やランチルームが有り子どもたちが心地よく過ごせるようになっている。子どもが集団から離れて一人になりたい時や体を休めたいときに、過ごせるよう絵本コーナーに畳を敷き、コーナーを利用するなど場所を工夫している。園舎は2階建てで各部屋の前には広い廊下とテラスが設置され各クラスから直にテラスや園庭に出られる造りになっている。園庭には大きな木々の木陰があり、砂場やブランコ、すべりだい、鉄棒などを設置され、り戸外活動が十分にできる環境がある。 ■改善課題 門から玄関までのバリアフリーやプライバシーに配慮した男児便器の環境の整備が望まれる。		

項 目				評価 結果
49	A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
着 眼 点	○	1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
	○	2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		■取組状況 子どもに寄り添った保育を行うため、入所前の面接で子どもの発達や家庭での過ごし方を把握し、3歳未満児は、朝夕の送迎時に体調や機嫌を聞き取り、個別の指導計画を作成して対応している。0、1歳児は2歳児以上のクラスと分け、落ち着いて過ごせるよう配慮されている。指導計画では、子どもの意思を確認し、表情や喃語に丁寧に対応し、一人一人の生活リズムに合わせて支援することが明示され、不安を受け止め、子どもが思いを伝えやすい雰囲気を作り、体調不良時には生活面での支援も行っている。遊びや活動の場を工夫し、子どもが自分のペースで過ごせるよう配慮している。 ■改善課題 子どもの気持ちや生活リズムを職員間で共有し、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないよう取り組みが望まれる。		
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
着 眼 点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		■取組状況 子どもが基本的な生活習慣を身につけるための支援は、入園前や個人面談で家庭の状況や生活リズムを把握し、指導計画に基づいて行われている。各年齢の計画では、「自分でやりたい気持ちを満たす」「身の回りのことを自分でやる」「個人差を踏まえて基本的な習慣を身につける」といった内容が記載され、発達過程に応じた支援が行われている。食育は全園児を対象に年間・月・週計画に取り入れ、食事の環境作りを通じて習慣が身につけられるよう支援している。排せつについては年齢ごとの計画で、子どもの発達に応じた無理のない支援が行われ、自分でできることを促す対応がなされている。 ■改善課題 基本的な生活習慣の自立に向けて、食育計画等個人差を配慮しているが、全体的な計画に基づき「じぶんでやろうとする気持ちを育む」等さらなる配慮が望まれる。		

項 目				評価 結果
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
着 眼 点	☐	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	☐	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
	☐	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	☐	4	戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	☐	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
	☐	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	☐	7	社会的ルールや態度を身につけていこう配慮している。	
	☐	8	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
	☐	9	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
	☐	10	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
コメント		■取組状況 子どもが主体的に活動できる環境が整備され、各年齢の保育室の広さが確保されている。廊下には絵本コーナーが設置され、保育室では発達や季節に応じた遊びのコーナーが設けられ、友だちの遊びを観察したり関わったりすることで遊びが深まるよう工夫されている。園庭は木々に囲まれ、木陰を利用した砂場遊びや泥んこ遊び、ブランコ、滑り台、スクーター、三輪車、鉄棒などが配置され、子どもが好きな遊びに取り組むことができる。近隣の公園や海岸では、自然や生き物に触れながら散策し、近隣のこども園を訪問し交流する機会も設けられている。乳児保育では1対1の関わりを重視し、信頼感を育みながら探索活動を支える環境が整備されている。運動会に向けてのエイサーを踊ることに関しては、音楽や道具を身近に置き、無理強いすることなく子どもが自ら取り組む意欲を引き出し、その姿を認めることで、喜びを持って活動できるようにしている。日常では、かくれんぼや椅子取りゲーム、ハンカチ落とし、コロコロドッチボールなどのルールのあるゲームを通じて遊びながら学べる機会が提供されている。朝の会や帰りの会では季節の歌や体操、ダンスを行い、その日の活動の振り返りを子どもが言葉で表現できるよう支援されている。トラブル解決の際には、保育者が子どもに気持ちの表現方法や他者への配慮を教え、ルールや適切な行動を身につけられるように関わっている。ありがとう集会やお遊戯会に向けては、友だちと協同で取り組む活動があり、子どもたちはイメージを共有しながら創造的に活動している。玩具や教材が十分に用意され、粘土や廃品を使った製作活動を通じて自分のイメージを形にする機会が提供されている。保護者が見学しやすい展示や発表の工夫も行われ、子どもたちの成果が共有されている。 ■改善課題 子どもが主体的に遊びに関わり活動が継続できるように、遊びの内容や準備、片付け等においても子ども自ら環境構成に取り組み、主体的に活動が取り組めるような更なる支援が望まれる。		
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
着 眼 点	☐	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	☐	2	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	☐	3	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
	☐	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	☐	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	☐	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント		■取組状況 0歳児クラスは1歳児クラスと同部屋で1階に配置され、事務所が近く災害時や緊急時に支援が受けやすい環境で、安全面に配慮されている。室内は畳間やマットを敷いたスペースと床間に仕切られ、ずり這い、ハイハイ、つかまり立ちができる空間が整備されている。調乳室が完備され、テラスから庭に出て外気浴や自然との触れ合いができるよう配慮されており、異年齢児と関わる機会も提供されている。食事、着脱、おむつ交換などの日常的なケアは、発達や健康状態を把握しつつ、特定の保育士が応答的に関わり、甘えや不安に対応しながら子どもとの信頼関係を築いている。朝の受け入れから降所時まで乳児室で過ごし、騒音や集団の大きさに配慮した環境が保たれている。登園時には子どもの生活リズムや体調を確認し記録、保護者と連携して一人ひとりの状態を把握しながら体調管理を行っている。食事や排泄、着脱、睡眠チェックや遊びなど等、安全や健康的に過ごせるようにその子に合わせた支援が行われている。絵本や玩具が子ども自身で取り出せるよう環境が工夫されており、探索活動が十分に行えるよう配慮されている。また、おむつ交換や着脱ではプライバシーに配慮した対応をしている。毎週、保育内容を保護者に掲示し、登園後の活動や生活の様子を口頭や連絡帳で伝えている。月ごとの指導計画には室内環境の構成や援助内容、個別計画が記載され、乳児一人ひとりの発達や生活リズムに応じた保育が行われている。		

項 目				評価 結果
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
着 眼 点	○	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	○	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	○	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	○	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
	○	5	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	
	○	6	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
	○	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント	■取組状況 【1歳児】 乳児クラスと同じ部屋で事務所と同じ階に位置し、大人の支援を受けやすく安全面が配慮されている。室内はマット敷きのスペースと床間が仕切られ、絵本コーナーや遊びコーナーには子どもの体形に合ったテーブルや椅子が配置されている。遊びコーナーではテーブルにクロスがかけられ、温かみのある保育室が形成されている。子どもの発達や興味に応じた玩具や遊びを提供し、棚は布で覆われ、活動に集中できる工夫が施されている。棚から玩具を自ら取る、保育者に指差しで伝えるなどの行動を通じ、子どもの気持ちを尊重し、愛着関係を基盤に安心感を育む環境が整えられている。一人ひとりの状態を把握するために登降園時や食事、排泄、睡眠、検温を確認し、引継ぎ簿を活用して担任や保護者に適切に引き継いでいる。保育内容は毎週初めに掲示され、遊びや生活の様子は口頭や連絡帳を通じて保護者に伝えられている。 【2歳児】 朝夕は1階保育室で3、4歳児と合同保育を行い、2歳児専用の保育室ではままごとやブロック、絵本、お化粧ごっこなど複数のコーナーが設置されている。子どもたちは遊びを選び、友だちと関わりながら遊んでいる。玩具や教材は子どもが手に取りやすい配置となっている。友だちとのかかわりの中で貸し借りがうまくできない場合、「かして」「どうぞ」のやりとりを丁寧に教える保育が行われている。食事やおやつは1階のランチルームで、用務員や調理員が準備や配膳を担い、担任以外の大人との会話を楽しむ機会が提供されている。排泄では一人ひとりのペースを尊重し、子どもの気持ちや家庭とも連携し自立に向けて支援している。着脱では、十分なスペースと時間が確保され、子どもの挑戦する意欲を尊重しつつ、援助を行いながら自分でできた喜びを味わえるよう配慮されている。保育内容は毎週初めに掲示され、生活の様子は口頭や連絡帳を通じて保護者に伝えられている。			
54	A⑨	⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点	○	1	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○	2	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○	3	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	■取組状況 【3歳児4歳児】 3歳児(12人)と4歳児(4人)の合同保育が行われている。朝夕は1階保育室で2歳児と異年齢で過ごし、全体的な計画に基づき年齢別の指導計画を作成している。異年齢保育への不安を受け止め、一人ひとりの発達に配慮した保育が行われている。保育室にはままごと、ブロック、絵本、お絵描き、押入れを活用したコーナー遊びが用意されており、子どもたちは自ら遊びを選択して友だちと関わり合っている。季節ごとの遊びコーナーでは、玩具や教材が子どもたちの手に取りやすいよう工夫されている。3歳児の進級に際しては担任の配置に配慮し、不安や負担を軽減する取り組みを行っている。発達に応じたコーナー遊びと並行し、友だちと活動できる環境(例:水遊び、蟬取り、草花の栽培)を整え、苦手な活動には無理強いせず、別の遊びを通じて友だちの様子を見せながら支援している。ゲーム(椅子取りゲーム、ころがしドッチボール、かくれんぼ、色鬼など)を通じて、感情表現やルール理解、友だちとの話し合いなど仲間意識を育てる体験を支援している。空き箱や色紙、絵具、粘土などを使った製作活動では友だちと協働して表現を楽しみ、作品はクラス内に展示されている。保護者には送迎時や活動内容をボードに記載し、時にはドキュメンテーションを通じて子どもの様子を伝えられている。運動会ではエイサーを友だちと踊り、オペレッタなどの協同活動を通じてイメージを共有しながら取り組む機会がある。また、保育参観や行事を通じて保護者に保育所の様子を伝えている。 ■改善課題 3、4歳児の発達や姿に配慮した年齢別年間指導計画に基づいた短期指導計画(月案、週案)作成が望まれる。 5歳児が在籍しないため着眼点3対象外。			

項 目				評価 結果
55	A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点		1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○ 2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ 3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○ 4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ 5	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ 7	職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8	保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント		■取組状況 特別支援対象児はいないが、事業計画に発達支援保育の計画が明記されている。1人ひとりの子どもの発達過や状態を把握し、月や週案の「家族との連携」に保護者との信頼関係を築くための内容や保育所での子どもの様子を伝えることが記載されている。個別の指導計画においては、子どもの発達について保護者へ理解や支援を促す内容が記載されている。配慮の必要な子どもや家庭への保護者支援を園全体で情報共有し、必要に応じ行政やその他の相談機関への支援へと繋げ、安心して園生活を過ごす事のできるよう園全体で見守り子どもの状態に応じた保育を行っている。沖縄県や那覇市主催の特別支援研修やキャリアアップ研修(障害児保育分野)に参加し園内の伝達講習にて他職員へ情報共有している。 ■改善課題 建物の階段の段差等の解消や、配慮が必要な特別支援児、配慮が必要な子どもについて、個別の支援計画の作成、障害のある子どもの保育に関する情報について、重要事項説明書等に掲載し、保護者に周知することが望まれる。		
56	A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点		○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
		○ 3	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 7	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
コメント		■取組状況 ユーザーは、子どもの年齢や健康状態、生活リズムを考慮した保育を行い、0・1歳児の朝の受入れにはゆったりとした環境作りをしている。視診を通じて子どもの状態を把握し、朝・夕はクラスを分けて安全に過ごさせている。低年齢児への配慮も行い、登園や延長保育を利用する保護者とは引継ぎ簿や連絡帳、電話で連携している。また、おやつはアレルギー対応を行っている。 ■改善課題 保護者からの延長保育の要望や意見への対応が望まれる。		

項 目				評価 結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
着眼点		1	計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		4	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	ㄨ	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
コメント		■取組状況 全体的な計画に幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し作成されている。5歳児を受け入れていないが、近隣の認定こども園と連携し交流をし、就学への見通しを持たせている。 ■改善課題 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会や、就学に対する見通しについて更なる取組が望まれる。着眼点5は5歳児保育実施していないため対象外。		
A-2-(3) 健康管理				
58	A⑬	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
着眼点	○	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○	2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えとともに、事後の確認をしている。	
	○	3	子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	○	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	○	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		■取組状況 保育所のしおりに保育所における病気や与薬、けがの対応について記載され、それに基づいて健康管理が行われている。児童票の健康欄に既往歴や予防接種状況記載し、適宜子どもの健康状況等を把握している。内科・歯科健診を実施しアレルギー対応をしている。保育中の発熱や体調不良、我等の場合は保護者に電話連絡し迎え時に説明している。職員間での情報共有は引継ぎ簿の活用や会議などで行っている。健康に関する方針に関しては重要事項説明書やしおりにて保護者へ説明している。「保健だより」にて健康・衛生に関する情報を保護者向けに提供している。職員は沖縄県主催のキャリアアップ研修(保健・衛生安全対策)や那覇市こども教育保育課主催の乳児保育の保健・衛生研修等を受講し、園内研修で伝達し、他の職員へ情報共有している。3歳未満児は乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のための睡眠チェックを実施し、顔の向きを変えるなど適切に対応している。国や那覇市発行の乳幼児突然死症候群(SIDS)、アレルギー対応ガイドライン等を活用し健康管理を行っている。。保護者に対して、寝かせる時はおしゃぶりの紐を外す、タオル等は巻き付かないようにする等を個別に伝えている。		
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
着眼点	○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
	○	3	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		■取組状況 全体的な計画や、保健計画に内科・歯科検診及び尿検査について記載し、内科・歯科検診、尿検査を年2回実施している。結果を保護者に個別に通知し、治療が必要な場合は受診を進め治療済み書類を提出してもらうなど家庭と連携を図っている。保健計画に歯磨きを位置付け保育に取り入れ指導を行っている。 ■改善課題 健診や検査結果の集計、分析を行い、その結果に基づいて、検査等の改善のための教育・保育内容に反映することが望まれる。		

項 目				評価 結果
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着 眼 点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		■取組状況 アレルギー疾患のある子どもには、医師による生活管理指導票を提出させ、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じ対応している。アレルギー食の実施においては保護者や面談を行い指示票に基づき情報を共有している。食事の提供時は担任と調理の配膳担当者がアレルギーの内容物の有無を確認し、専用の机と椅子が用意され、名前がトレーに専用食器を使用して配膳され、担任が確認し提供している。那覇市子ども教育保育課主催の「アレルギー対応について」の研修、及び園内における「アレルギー」研修を受講し会に参加。毎月1回開催される食育会議においてアレルギー児に関し話し合う場がある。		
A-2-(4) 食事				
61	A⑯	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
着 眼 点	○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4	食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント		■取組状況 全体的な計画に食育の推進を位置づけ、別紙にて栽培計画及び食育全体計画を四期に分け作成している。遊戯室をランチルームとして利用、クラスごとに時間をずらし異年齢児とも関わりながら食事をしている。準備や片付け、衛生管理その他、多岐に渡り用務員や調理員の協力がある。調理員も子ども達と関わりメニューの説明等も行っている。食器はメラニン食器を使用し、玄関にはその日の献立名と食事がケースに展示され、献立表を掲示している。3～4歳児においては年間を通し栽培計画がありゴーヤーやジャガイモを育て、給食や家庭に持ち返し、食に親しむ環境を整えている。毎月、法人の栄養士が作成した献立表と「食育だより」を保護者へ配布し、子どもに人気のあるレシピ等も掲載し保護者へいろいろな情報を提供する等、家庭と連携している。 ■改善課題 お箸を使用するときの内容や環境構成等食育全体計画への追記やクラス毎に一斉に食べているが、一人ひとりの子どもを尊重した食事の提供等々の見直しが望まれる。		

項 目				評価 結果
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
着 眼 点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		■取組状況 各クラスの食事時間は調理員がメニューの説明や配膳等を通し子ども達と会話し関わりを持つことができている。アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応している。残食はクラス別に確認し日誌に記載し、好きな献立を把握している。季節感のある献立となるよう七夕の星型ハンバーグや、ゴーヤーチップスやにんじんしりしり等の地域の食文化を取り入れ、ユッカぬひーのチンピンやムーチャー等沖縄の行事をおやつに取り入れている。オンラインで開催される食育会議において法人の栄養士と話す場を持ち園の喫食状況に関する報告を共有している。その他、厨房では食品衛生管理マニュアルにもとづいて衛生管理に努めている。冷蔵庫の温度チェック・水質検査は毎日行い日誌に記入している。厨房職員の検便は毎月実施している。		
A-3 子育て支援				
A-3-(1) 家庭との緊密な連携				
63	A⑱	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着 眼 点	○	1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
コメント		■取組状況 家庭との連携については、クラス懇談会・個人面談等を通し子どもの様子や状況を共有し、保育内容や家庭での様子を互いに得る機会としている。保育参観や運動会・お遊戯会を通し子どもの成長を保護者と共有できる場がある。運動会の子どもの配置図を貼り出す等の保護者への配慮も見られた。週の活動を各クラス毎に貼り出し保護者が活動内容を一目で見えて理解できるようになっている。連絡帳にて情報共有を行い送迎時において園での子どもの様子等を伝えている。		
A-3-(2)保護者等の支援				
64	A⑲	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
着 眼 点	○	1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		5	相談内容を適切に記録している。	
	○	6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		■取組状況 登降園時に保護者とのコミュニケーションを図り、気軽に話せる雰囲気づくりに取り組んでいる。多種多様な相談の体系にも応答し信頼関係の構築に努めている。19時30分までの延長保育を実施し、急な延長の申請も受付対応している。食育だより・保健だより等を発行し玄関に掲示している。他に、地域の便りや保護者支援に必要なパンフレット等も掲示するとともに、保護者が必要な際にすぐにパンフレットを受け取ることができるようになっている。意見箱を設置し、苦情処理体制の掲示もある。保育士が相談を受けた場合も報告・連絡・相談の手順に添い、主任・所長に報告し対応できる体制となっている。 ■改善課題 相談内容については、報告書を作成することが望まれる。		

項 目				評価 結果
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
着 眼 点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント		■取組状況 登園時や着脱時の子どもの体の状態や表情、食事などから不適切な養育(虐待)等を発見できるよう努め、「虐待防止マニュアル」「子ども虐待対応マニュアル」を参考に早期発見・早期対応を園全体として心がけている。年1回開催される研修にて学びを得た上で保育にあたり発見した際には「虐待チェックリスト」を使用し報告・連絡・相談を行っている。その後の対応についての記載欄あり記録が記載できる報告様式がある。実際にそのような場面に遭遇した際はマニュアルの流れで進め各行政機関との連携も視野に入れている。マニュアルにもとづき、全職員受講の園内研修「虐待防止研修」を行っている。		
A-4 保育の質の向上				
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)				
66	A㉑	㉑	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
着 眼 点	○	1	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
	○	2	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
	○	3	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
		4	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
	○	5	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
	○	6	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
コメント		■取組状況 保育実践の改善や専門性の向上について、保育士は保育の自己評価(職員自己評価)を年2回実施している。職員は各自の評価内容に添って集計・分析し、課題及びその対応策を明記している。職員の自己評価の分析から、園全体の課題を抽出し職員共通理解に取り組んでいる。法人の自己評価として目標・自己評価シート及び各職種・階層別のブラッシュアップシート(コンピテンシー評価)を通し、振り返りを行い所長がフィードバックをしている。 ■改善課題 年2回の保育所評価(職員自己評価)と法人の自己評価が行われていることについて、保育所自己評価と法人自己評価の整合性を図り、自己評価の内容に子どもの内面理解や、子どもの意欲を育てるための環境構成への取組等を追記し、及び各クラスの振り返り(週案会議)のあり方を工夫し職員の資質向上の取組が望まれる。		

項 目			評価 結果
A-4-(2) 子どもへの不適切な関わりの防止等			
67	A②	① 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
着 眼 点	○	1 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し職員に徹底している。	
	○	3 会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
		4 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
	○	5 不適切な関わりなどの届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6 不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント		■取組状況 年2回、全国保育士会が発行する「人権擁護の為のセルフチェックリスト」を使用し自身の分析及び振り返りを行っている。その上で、各保育士が提出したチェックリストを更に分析・集約し園としての課題を見つけ職員会議等で話し合っている。不適切な関わり等の届出・通告制度については「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」をもと資料を作成し、読み合わせを行い、不適切な関わりの具体的な例を示すとともに、虐待等と疑われる事案研修を行い、職員間で周知・理解をはかっている。人権擁護や不適切保育防止について参与との面談を通し、不適切保育が行われないように取り組んでいる。就業規則第62条～第65条において不適切な関わりがあった場合の対応方法(懲戒・解雇)を明文化している。 ■改善課題 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、子どもにわかりやすく周知していくことが、望まれる。	